

清末新疆における義塾教育

中島, 幸宏
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25866>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 38, pp.38-56, 2010-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :



清末新疆における義塾教育

中島 幸宏

はじめに

清朝は乾隆24（1759）年に東トルキスタンの全域を版図として新疆と称したが、その統治は地域によって一様ではなかった。北路では清朝により爵位を与えられた集団の首長が土地・人民を支配するジャサク（札薩克）制、東路では州県制、そして南路ではベク（伯克・bek）制が施行された。南路の支配は征服以前からの体制を存続したものであった。⁽¹⁾ 19世紀後半には、ムスリムの反乱とヤクブ・ベク（Yaqub Beg）政権の成立によって、清朝の新疆統治は一時期破綻するにいたる。⁽²⁾ こうした叛乱の鎮定後、清朝は「従来の統治機構の欠陥を除去し、強力な政治的指導性を発揮し得るような、新疆統治政策の抜本的な改革」⁽³⁾ として、光緒10（1884）年に省制を導入し、新疆省が成立する。新疆における義塾設置も、省制導入にともなう教化政策として実施されたのである。

19世紀末に新疆で進められた義塾設置政策は、清朝の統治政策と、現地イスラム社会との関係を考察するうえで重要な意味を持つ⁽⁴⁾。ただし従来、清末新疆の統治体制や建省問題に関する先行研究は多いものの、義塾設置に関する論考は限られている。そのなかでは、片岡一忠氏、濱田正美氏、James A. Millward氏の研究が注目される。まず片岡氏は、新疆建省について包括的に論じるなかで、義塾政策についても論及し、左宗棠の上奏や『新疆図志』によって、義塾設置の経緯と、光緒9（1883）年までの設置数、義塾での使用教材について検討している⁽⁵⁾。そのうえで片岡氏は、清朝による義塾教育について、「ウイグル族社会」を「華風に化す」ことは失敗したものの、「数は少なからうと、漢語漢字を解するウイグル族を養成し、統治体制の末端を担わせることができた」と指摘している⁽⁶⁾。また濱田氏は、清朝の同化政策の一環として義塾教育について論じ、現地ムスリムの側には中華文明に同化する必然性がなく、そのため漢語教育も十分には進展しなかったと述べている⁽⁷⁾。さらにMillward氏は、左宗棠の義塾設置政策を概述し、その目的は同化と通訳養成にあり、教育は經典の機械的暗記を主にしてきたことなどを指摘している⁽⁸⁾。

上記のような先行研究では、新疆建省を主導した左宗棠の奏摺や、『新疆図志』などの基本史料によって、義塾設置政策の概要を明らかにしてい

る。ただし左宗棠自身は、必ずしも天山北路・南路における現地の実情を十分に把握していたわけではなく、義塾教育の実態面については、なお不明な端が多い。また片岡氏によって義塾の設置数は明らかにされているが、具体的な設置場所は十分に明らかではない。清末の新疆における義塾教育の実態や、その現地ムスリム社会との関わりについては、同時代史料に基づく、より具体的で詳細な研究が可能であろう。本稿はこうした研究の第一歩として、先行研究では十分に利用されていない史料も利用して、清末新疆の義塾教育について基礎的な再検討を加えたい。

本稿では、左宗棠の上奏に加え、新疆建省にともない初代巡撫となった劉錦棠の奏摺を、『宮中档光緒朝奏摺』や『劉襄勤公奏稿』によって検討し、義塾の設置目的とその運営について考察を加える。さらに、先行研究ではあまり利用されていない、清末新疆の郷土志も利用して⁽⁹⁾、新疆各地における義塾教育の実態について検証してみたい。こうした郷土志に見える義塾・学堂等教育機関に関する記事は、【別表1】において一覧表として整理しており、参照していただきたい。⁽¹⁰⁾

1 新疆建省前後の義塾設置政策

清代の義塾は、義学とも称され、地域社会の有志の主導と、官府による奨励や援助の双方を通じて設立・運営されることが一般的であった⁽¹¹⁾。特に周辺部の少数民族地帯では、しばしば現地民の教育・教化のために義塾が設置された。新疆における義塾設置としては、早くは乾隆34(1769)年の伊犁將軍温福の奏摺に、乾隆32(1767)年にウルムチ(烏魯木齊・Ürümqi)周辺において、駐防兵の子弟のための義学が設けられたことが見える⁽¹²⁾。ただしこの時点での義学は、現地民の子弟への教育を意図したものではない。

それでは光緒年間初頭のムスリムの叛乱平定後に施行された義塾設置政策は、どのような意図のもとに導入されたのだろうか。この問題について、光緒4(1878)年10月の左宗棠の上奏には、次のようにある。

北路は之を準部に得、南路は之を回部に得、皆俗に因り治を施すも、未だ内地と道を一にし風を同じくする能わず。久しく已に概ね辺地たり。……地は周二万里、治兵の官多く、治民の官少くして、政教旁敷し遠民沢を被るを望むも、亦難からずや。……北路の糧員は但だ徴収を管して、承催は則ち之を頭目に責む。南路の徴収は、均しく回目阿奇木伯克等に由りて官に交し、官民隔絶す。……官と民は語言通ぜず、文字曉かならず、全く通事の間に居りて伝述するに恃むも、顛倒・混淆は時に免れざる所なり。これ官の民と親しむには非ず。漸く其の情実に通じ、其の壅蔽を去り、広く義塾を置き、先ず教うるに漢文

を以てし、其れをして略ぼ字義を識らしめん。徴収の用ふる所の券票には、其の戸名・数目は、漢文を中に居き、旁行に回字を兼注し、戸民をして易曉たらしめよ。⁽¹³⁾

新疆北部のイリ地方と、南部のタリム盆地地方では、いずれも従来は現地民の習俗に従って民政を行い、また武官は多いが文官は少なく、徴税実務に北部の頭目や南部のベクなど、現地有力者が介在していた。官民は言葉や文字が相互に通じず、通事に依存せざるを得ず、通訳にともなう混乱も多かったという。こうした状況を打開するために、左宗棠は新疆各地に義塾を設置し、現地民に漢文を教え、徴税の書類も漢文を主とし、チャガタイ・トルコ文を副とすべきだというのである。

同様の見解は、劉錦棠の光緒8（1882）年7月の奏摺にも見える。

纏回の語言文字、本と満漢と同じからず。訟獄・徴収の各事件有るに遇うも、官民は隔閡して通ぜず。阿奇木伯克・通事人等は、以て中に従りて舞弊す。是れ被うに文教を以てするに非ざれば、彼の錮習を除くに由無し。全疆裁定して自り以来、各城に義塾を分設し、回童をして書を読ませ字を識らせ、華語を学習せしむ。⁽¹⁴⁾

叛乱後の新疆統治にともない、清朝当局は在地有力者を通じた間接統治から、内地と同様の官治への移行を図る必要があった。このため左宗棠や劉錦棠は、税の徴収や訴訟などの際に、官府と現地社会との間に、頭目や通事などが介在することを解消するためにも、漢語教育を推進し、官府と現地民が直接に意思疎通を行うことが必要であると認識していた。その具体的な手段が、義塾を開設して、現地ムスリムの子弟に漢語を教授することであった。義塾教育には、このように徴税・裁判などの民政上の便宜のため、現地ムスリムに漢語漢文を習熟させるという意図があり、同時に後述のように儒教教典を教えることにより、現地ムスリムに漢族的価値観による教化を施し、さらには科挙受験への道を開くという意味もあった。

なお新疆で義塾が開設された正確な年月は、これまで不明確であったが、この点に関して光緒6（1880）年4月の左宗棠の奏摺には、「防營局員の稟に拠るに、義塾を興建すること已に三十七処、入学の回童には聡穎なる者多く、甫めて一年にして頒する所の諸本は已に読み畢れり」とあり⁽¹⁵⁾、この時点ですでに37個所の義塾が設置され、優秀な学童は最初の一年で教材を読んでしまったという。これによれば、光緒5（1879）年の初頭までには、義塾が開設されていたのではないかと思われる。

光緒10（1884）年の新疆建省に先立って、1880年代初頭には、劉錦棠などの主導により、新疆各地で多くの義塾が開設されていった。この時期の義塾の設置状況については、光緒6（1880）年の左宗棠の上奏にも記録があるが、さらに劉錦棠の光緒9（1883）年7月の上奏には、光緒7（1881）・

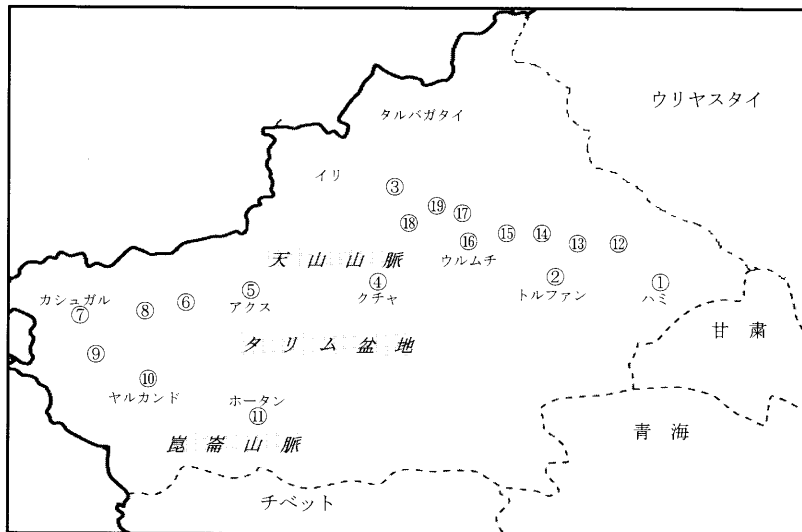
8 (1882) 年における、総計77か所の義塾の、都市ごとの設置数が記録されている。その設置数をまとめたものが【表1】であり、各都市の位置は【地図1】に示した。

表1 義塾設置表⁽¹⁶⁾

地名	数	地名	数	地名	数	地名	数
①哈密	5	⑥烏什	3	⑪和闐	4	⑯迪化	6
②吐魯番	6	⑦喀什噶爾	5	⑫巴里坤	4	⑰昌吉	2
③庫爾喀喇 ⁽¹⁷⁾	4	⑧瑪納巴什	3	⑬奇台	4	⑱綏來	4
④庫車	5	⑨英吉沙爾	3	⑭濟木薩	3	⑲呼図壁	2
⑤阿克蘇	5	⑩葉爾羌	7	⑮阜康	2		
合計							77

なお片岡氏も【表1】と同じデータによって、義塾の多くは(①・②、④～⑪)、天山以南の南路(タリム盆地・トルファン・ハミ)に設置されており、このことから「義塾がウイグル族〔子弟〕の漢語教育に力をいれていたことがわかる」と指摘している⁽¹⁸⁾。ただし【地図1】によれば、義塾の分布状況には南路と北路で相違があり、天山以南の南路では、各地の中心のアオアシス都市ごとに義塾が設置されているのに対し、天山以北の北路では、ウルムチ(⑯迪化)を中心に東西に延びる地域に集中して義塾が設置されている。

地図1 義塾配置図



さらに片岡氏は、ハミ（哈密・Kumul）とトルファン（吐魯番・Turpan）を南路に含めているが、この両地は藩部統治期には東路としてウルムチの管轄下に入っていたことを考えると、南路よりもむしろ北路に属すと考えた方が良いかもしれない。その場合、南北両路における義塾の数はほぼ同数となる。それらのことを考えると、省制導入前の義塾は、特に将来の省都となるウルムチ周辺と、タリム盆地の主要オアシス都市に設置されたといえることができる。総じてウルムチからトルファン・ハミ・イリ（伊犁・Gulja）を結ぶ線に多くの義塾が設置されたことは、まず新疆統治の拠点であるウルムチと、中国内地を結ぶ地域の現地ムスリムに漢語・漢字教育を施し、その地域の統治を安定化させる意図があったと思われる。

新疆建省後には、義塾設置数はどのように変化していったのであろうか。すでに紹介した劉錦棠の報告によれば、光緒7・8年に設置された義塾は総計77か所であったが、彼が建省の直前に、光緒10（1884）年2月の奏摺において列挙する義塾の総数も、同じく総計77か所である⁽¹⁹⁾。また建省後にも、義塾の総数には大きな増加は見られなかった。ただし光緒16（1890）年12月の魏光燾の上奏⁽²⁰⁾では、イリに義学を設置することが要請されており、さらに17（1891）年11月の伊犁將軍副都統の富勒銘額と魏光燾の上奏によれば、イリの惠遠城の復興事業の一環として、義学が再建されたという⁽²¹⁾。また、陶模の光緒19（1893）年11月の上奏にも、光緒17（1891）年にタルバガタイ（塔爾巴哈台・Tarbaolatay）に義学が3か所設けられたことが報告されている⁽²²⁾。また、ウルムチでは義塾が12に増えたことが郷土志より分かる⁽²³⁾。総じて義塾の総数や分布には、建省前後を通じて大きな変動がなかったようである。次節では、こうした義塾における具体的な教育について検討してみたい。

2 義塾の運営と教育制度

新疆における義塾の開設からほどなく、左宗棠は光緒6（1880）年4月の奏摺において、義塾教育の基本方針を次のように述べている。

各局員防營に飭じて、多く義塾を設け、並びに千字文・三字經・百家姓・四字韻語及雜字各本を刊發し、以て蒙童に訓じ、続いて孝經・小学を發し、之に誦読を課し、兼ねて楷書の做本を印し、其をして模写せしむ。諸本の読み畢るを擬りて、再た六經を頒行し、經義を講求せしむ。……局員、各塾の蒙童の臨模せる做本を送閱するに、筆筭は頗る秀れ、並びに蒙童たるに称う。告示を看誦するを試すに、皆な能く上口し、教ふるに幼儀を以てすれば、亦た領會するを知る。蓋し読書すれば既に字を識るべくして、音声に由りて以て言語を通ぜば、自ら功を為すこと易きなり。⁽²⁴⁾

義塾では、まず初等教育の教材として『千字文』・『三字経』・『百家姓』・『四字韻語』・『雑字』などが用いられ、ついで『孝経』・『小学』が教えられた。さらにそれらの初等教材を修了すれば、六経を頒布したという。また実際に義塾教育を受けた学童は官府の告示を音読することもでき、漢文の識字教育と漢語の会話能力の双方を習得させることができると報告されている。

劉錦棠も、光緒8(1882)年の奏摺において、南路における義塾教育について、次のような報告を行っている。

この時南路に郡県を建置するに、教職等の官は暫く設けざる可し。惟だ宜しく法を設けて鼓勵し、回族をして争ひて学に奮わしめれば、教化の漸興するを期す可くに庶からん。所有る原設の各塾は、応に各庁・州・県由り師を延きて訓課し、小学・孝経・論語・孟子・大学・中庸・詩・書・易・礼・春秋を以て、各回童に教えよ。⁽²⁵⁾

義塾においてはしばらく教官は設置せず、現地ムスリムに就学を奨励する方針がとられた。またすでに設置された義塾では、庁・州・県から教師を招聘し、『小学』・『孝経』・『論語』・『孟子』・『大学』・『中庸』・『詩』・『書』・『易』・『礼』・『春秋』などの儒教経書を、ムスリムの子弟に教授することが指示されている。義塾では現地のムスリムの子弟に、あくまで内地と同様の儒教的教育を施すことが意図されていたのである。また義塾の教師には、毎月20両の俸給と4両の雑費が支給され、各塾の塾生数は15・6名から20名までとされている。⁽²⁶⁾

さらに義塾には、康熙帝が發布した「聖諭十六条」に『大清律』の要点を附した『聖諭十六条附律易解』が配布された⁽²⁷⁾。光緒5(1879)年の時点で、同書は善後関係機関により、トルファンで40部、南路の東側の4城と西側の4城でそれぞれ230部、合計500部が印刷されている⁽²⁸⁾。光緒6(1880)年4月の左宗棠の奏摺には、「聖諭十六条附律易解の一書を出だし、中に漢文、旁に回字を注し、纏民に刊發」したとあり⁽²⁹⁾、漢文テキストにチャガタイ・トルコ文の傍注を附して刊行し、ムスリムに配布したことがわかる。さらに劉錦棠は光緒7(1881)年4月の奏摺において、次のように述べている。

大学士前陝甘督臣左宗棠、『聖諭十六条附律易解』一卷を訳刊し、多本を刷印して各城の義塾、及び大小の伯克・頭目に分發し、誦読講解せしめ、並びに郷民に伝告し、共知観感せしむ。近日の情形を察看するに、従前の貪忍鷙悍の習氣、已に稍や戢まるに似たり。⁽³⁰⁾

左宗棠はムスリムを教化し国法を周知させるためのテキストとして、『聖諭十六条附律易解』を多数刊行し、城市の義塾や、ベク・頭目らに頒布し、郷村の住民にも説き聞かせたというのである。

また義塾教育は、新疆ムスリムの科举制度への組み込みともリンクしていた。光緒8（1882）年7月の劉錦棠の奏摺によれば、毎年各庁州県でムスリムに対する試験を行い、儒教経書の一つに熟達し、漢語をよくする者がいれば、人数に拘わらず所轄の上級官庁で再試験を行い、礼部に報告したうえで生員や監生に相当する地位を与え、従来の行政統括者であったハーキム・ベク（阿奇木伯克、hakim bek）にかわる在地指導者である「頭目」に任用したという⁽³¹⁾。さらに光緒12（1886）年8月には、劉錦棠は各地の義塾の生徒を試験したところ、経書に通じる者も少なくなかったとして、「当に每塾に筋じて一・二名を抜取し、憑を以て甘肅の学臣衙門に咨送して註冊し、佾生と作すに備え、設学の後を俟ち、佾舞に充てその府県両考を免ぜしむ」として⁽³²⁾、各義塾で1・2名の優秀な生徒を選抜して甘肅の学政に報告し、学額が設けられた後に、佾舞生とし府試・県試を免除させたとある。佾生とは、生員となるための学校試（県試・府試・院試）のうち県試・府試を免除され、ただちに院試を受験できる身分である⁽³³⁾。

ただし現実には、現地ムスリムが義塾を通じて学校試を受験し、生員に合格することは容易ではなかったと思われる。光緒19（1893）年の時点でも、「鎮西・迪化各属の考試を査するに、皆関内の人の入籍せるにて、本地に縁るは全く是れ客民なり」とあり⁽³⁴⁾、バルクル（巴里坤、Barköl）やウルムチなどの新疆東部では、学校試の受験者は、中国内地からの越境受験か、漢族などの移住民で占められていたという。この地域は特に漢族の移住が多いとはいえ、全体としても現地ムスリムの科举受験には限界があったであろう。光緒31（1905）年には科举制度自体が廃止されて、その後は新疆でも従来の地方学にかわって、新式学堂が設置されてゆくことになる。

3 義塾教育の実態とムスリム学堂

これまで見てきたように清朝による義塾教育は、漢語に通じるムスリムを養成するとともに、科举受験への道を開きムスリムの中国人化を促進するために進められた。だが、そうした清朝当局者の意図とは裏腹に、現地ムスリムの反応は、以下に示すようにかंबかしいものではなかった。宣統年間に編纂された『新疆図志』には、次のようにムスリムの義塾敬遠とその理由が記されている。

纏民は学に招入するを聞けば、則ち皆な避匿して往かず。富者は或は人を傭ひて代え、之を当差と謂う。……遣す所の教習は、大都内地より游学して随營せる書識なり。授くるに『千字文』・『百家姓』を以てし、次を以て授くるに対字を以て八比を作るに、纏民は茫然として、謂ふ所を知らず、愈よ益して之を厭苦す。師は或いはその逃逸を防がんとし、室内に閉置して、加うるに桎梏を以てす。纏民の入学を

聞かば、則ち「凡そ差は皆な易きも、惟だ此の差のみ最も難し」と曰う。その学に入り数年なる者も、学ぶ所は亦た用いる無し。故に学を開くこと二十年にして、造る所の者は毛拉のみ（纏語に字を識る者を謂ひて毛拉と曰ひ、官署の書写に応ずる者なり）。⁽³⁵⁾

これによれば現地ムスリムは、義塾の生徒となることを当差のようにみなし、富者は他人を雇って身代わりとした。塾の教師も内地から軍隊に従ってきた書生の類であり、『千字文』や『百家姓』のような初等教本を教え、ついで対句の作文などを教えるが、ムスリムたちはとうてい理解できず、教師は彼らが逃げださないように一室に閉じこめ、手枷足枷をくわえるほどだった。ムスリムたちは「他の差役はいいが、この差役だけは耐え難い」といい、数年間教育を受けてもほとんど役に立たず、せいぜい官府の書記を養成するにとどまったという。

この史料には義塾の教師を「内地より游学して随當せる書識」とするが、この他には教師に関する記事は乏しく、どのような人物が充てられていたのかははっきりしない。ただし『(光緒)焉耆府郷土志』には、次のような記事がある。

取進せる附生一名に谷喬松有り、纏・漢の文字、頗る能く清通す。往歳庫爾勒に義塾を設くるに、漢・纏の子弟十余名を挑選し、谷喬松を以て教読せしむ。⁽³⁶⁾

つまり生員（附生）であった谷喬松が、漢文とチャガタイ・トルコ文の双方に通じていたため、コルラの義塾の教師に任じられ、漢人やムスリムの子弟の教育に当たったという。このように内地からの移住民のほか、現地出身者が塾師となることもあったようである。なお一部の郷土志には、義塾や学堂の数や設置場所が具体的に記されている。別表1によれば、城内に設置されたとするのは34、一方城外に設けられたとするのは17と、城内の数が城外の2倍に達している。このうち城外に設置されたものには、学制改革の後に設置された新式学堂・学校が多い。おそらく義塾はまず城内に設置され、郷村部への設置は限られていたと思われる。

概して義塾におけるムスリムの子弟の教育は、所期のように進まなかったようである。たとえば『(光緒)吐魯番直隸州郷土志』には、次のようにある。

開省後、広く義学を設け、子弟の秀良なる者を択び、示すに漢文を以てし、之に読誦を教へ、以て夏を用って夷を変ずるを期すも、一伝すれば衆嗤し、驟かにはその野性を馴らし難し。数十年の誘掖・奨励を経るも、風気は猶お未だ大いには開かず。⁽³⁷⁾

義塾においてムスリムに漢文や経書を教え、「夏を用って夷を変ず」という当初の目的は、中国内地に近く、漢族移住民が多いトルファンにおいて

も十分に実現しなかったのである。

義塾におけるムスリムの子弟への漢文教育がなかなか進展しなかったのに対し、新疆の現地社会にもともと根づいていた、イスラミ的な教育体制は依然として着実に機能していた。新疆のイスラミ社会においても、モスクには学堂が附属し、ムスリムの子弟はそこでクルアーンやイスラミ教について学んでおり、新疆建省以降も、こうした教育は健在だったのである。

『新疆図志』には、ムスリムが義塾教育を避け、イスラミ教育を受ける理由と、イスラミ学堂での教育について、次のように記している。

纏民は数十家と雖も必ず寺を建て、寺には必ず学有り、その人は篤く教祖を信じ、牢く破るべからず、孔子を拝するを以て大恥と為す。官力を以てこれを強迫すると雖も、終に能わず、旧範に怡然とす。且つ一たび入学せば、種人は即ちこれを背教と謂い、これを異視せざる者無し。⁽³⁸⁾

イスラミ社会には数十家の集落でも必ずモスクがあり、モスクには学校が付属している。ムスリムにとって孔子を崇拜するのは恥であり、清朝が設置した義塾等に入学すれば背教とみなされ、官府が強制しても従わないという。郷土志の中にも、こうしたイスラミ学堂に関する記事が見える。たとえば『(光緒) 鄯善県郷土志』には、次のように見える。

漢・纏・回は皆瑪哈墨特教を宗とす。新疆に行省を改設するより、其教に因り其の俗を易へず。復た各府州県に義学を創立し、聖教始めて西域に行はる。然るに孔教を信ずるや、終に其の回教を信ずるの篤きに如かず。本境には学堂林立するも、大都回文を誦習す。⁽³⁹⁾

新疆建省後、各地に義塾を設立して儒教の普及を図ったが、現地民は依然としてイスラミの信仰が厚く、チャガタイ-トルコ文も教える学堂が林立していたという。

また『(光緒) 莎車府郷土志』にも、次のようにある。

俗に纏文を用い、纏字を認識する者を毛拉と為し、城・郷に纏文を読む纏学童は、計うるに四・五百人を下らず。現に卑府の捐廉を經、纏童の蒙養学堂四処、漢・回客民の学堂二処を設立し、四書経等の書を誦課すること、六十五人を計う。⁽⁴⁰⁾

当地ではチャガタイ-トルコ文を学ぶ児童が400~500人に達し、知府は資金を醸出して現地ムスリムの学堂4か所、漢族・回族移住民の学堂2か所を設立し、四書などを教えたが、生徒数は65人とどまったという。先の『新疆図志』に、「纏民は数十家と雖も必ず寺を建て、寺には必ず学有り」とあるように、新疆では集落ごとにモスクとイスラミ学堂が設けられていた。『(光緒) 柯坪分県郷土志』にも、「本境の纏民を按ずるに、回教を遵尚す。猪肉を食わず、村毎に礼拝寺を設け、毎日寺に入り経を誦ること五次。

礼拝・念経せざる者有らば、則ち群の唾棄する所と為る」⁽⁴¹⁾とあり、村々に設置されたモスクでの信仰はイスラム社会に完全に定着しており、官府の方針によって義塾による儒教教育を根づかせるのは、現実的には困難であった。

新疆におけるイスラム教育の実態については、清末に新疆を訪れたヨーロッパ人の日記史料からも伺うことができる。たとえば光緒元(1875)年カシュガル(喀什噶爾・Kaxkar)を訪れたフォーサイス(T. D. Forsyth)は、すべての廟墓と神聖な場所にマドラサ(高等教育機関、学院)が附設されていると記し、19世紀末にヤルカンド(葉爾羌・Yarkand)を訪れたショウ(R. B. Show)は、62校以上のイスラム学院があり、その中で29校が良い状態であると記している。また、20世紀初頭にヤルカンドを訪れたハルトマン(M. Hartmann)は、マドラサでの教授内容について記し、論理学・教義学・ペルシャ文学・アラビア語文法などを挙げている。⁽⁴²⁾

なお中華人民共和国が成立した1949年の時点でも、新疆のイスラム社会では多くの宗教学校が存在していた。当時カシュガル地域にはモスクに附設する宗教学校が約128校あり、クチャでは27の村ごとに宗教学校が設置されていた⁽⁴³⁾。また、ムスリムの漢語教育への敬遠は、1949年の新疆解放を経てもなお跡を引き、文化大革命の収束後になって、ようやく漢族の大量移住と体制の安定化にともない、社会的上昇のためには漢語の習得が必要となったため、漢語教育の学校に通う者が増加したといわれる⁽⁴⁴⁾。

おわりに

ヤクープ・ベクの叛乱鎮定後、左宗棠や劉錦棠をはじめとする新疆建省の主導者は、新疆各地に義塾を設置して、現地ムスリムに漢語・漢文教育を行い、官と民の言語的隔絶を解消することとともに、現地ムスリムに対する儒教的教化を図ろうとした。こうした義塾の配置は、漢族移住民が多い東部のウルムチ周辺とともに、タリム盆地の主要地域でも進められ、清朝当局が中国内地との関係が深い東部とともに、南部の現地ムスリム社会にも浸透を図っていたことが伺われる。

義塾教育では、現地ムスリムの子弟に漢語漢文を教え、徴税や裁判の際のコミュニケーションの仲介者とすることを意図するとともに、初歩的な経書や「聖訓十六条」も学ばせ、儒教的倫理による教化をめざし、さらに科挙受験への機会も開こうとした。しかし現地のイスラム社会では、モスクに敷設された学堂における初等教育が定着しており、官府の力によって義塾教育を受容させることは困難であった。現地ムスリムはイスラム文化に対する愛着と誇りがあり、義塾において儒教的教育を受けることは一種

の背教とみなされることもあった。農村の隅々にまで行き渡ったイスラム教育機関の存在が、清朝が設置した義塾教育の前に立ちはだかった。義塾設置から20数年を経た郷土志の記述からみると、義塾教育はいまだ新疆の社会に浸透しておらず、依然としてイスラム学堂が教育の場として機能していたのである。

註

- (1) 清朝の新疆統治については、主として佐口透『18-19世紀東トルキスタン社会史研究』（吉川弘文館、1963年）、新疆社会科学院民族研究所編著『新疆簡史』1-3（新疆人民出版社、1980年）、羽田明『中央アジア史研究』（臨川書店、1982年）、片岡一忠『清朝新疆統治研究』（雄山閣、1991年）、James A. Millward, *Eurasian Crossroads: A History of Xinjiang*, HURST&Co, 2007.などを参照。なお地名の漢字名とローマ字表記は、佐口透前掲書により、漢字地名のほかに現地語の地名がある場合は、于維誠『新疆地名与建制沿革』（新疆人民出版社、2005年）により注記した。
- (2) 清末新疆のムスリム叛乱・ヤクープ・ベク政権に関する、最近の重要な研究として、Hodong Kim, *Holy War in China: The Muslim Rebellion and State in Chinese Central Asia, 1864-1877*, Stanford University Press, 2004. がある。
- (3) 片岡前掲書、149頁。
- (4) 王柯氏はこの時期の新疆における義塾設置について、省制施行により漢族の入植と漢民族の官吏任用が進むなかで、義塾などにおける現地民への漢語教育の強制により、新疆の中国化と現地ムスリムの中国人化が意図されていたことを指摘している。（王柯「ウンマと中華の間—清朝治下の新疆ウイグル社会—」（『岩波講座世界歴史』21、1998年）。
- (5) 片岡前掲書、203～205頁。
- (6) 片岡前掲書、205頁。
- (7) 濱田正美「中央アジアと東アジアの境界—中央アジアからみた中華世界」（『境界を超えて—東アジアの周縁から』山川出版社、2002年）。
- (8) Millward前掲書、142～146頁。
- (9) 郷土志は、主として清末の光緒新政期以降、初等教育の教材として全国的に作成された文献である。新疆においては現在確認できる限り、当時の全行政区画の93%にあたる地区で作成され、郷土志編纂の浸透度が内地よりも大幅に高かった。（巴兆祥（佐藤仁史訳）「清末郷土志考」（『史学』73-1、2004年）。新疆の各庁・州・県の郷土志は44種類（重複を除くと39種類）が残されており、年代不明なものを除き、光緒33年から宣統2年までに作成されている。（堀直「新疆の「地方志」」（『内陸アジア史研究』14号、1999年）。
- (10) 郷土志は光緒30年代に作成されたものが多いため、清末の新政期の学堂や新しい学制に基づく学校の記事も含んでおり、本稿で対象としてきた光緒年間の反乱平定後に設置された義塾とは、設置目的や規模が異なる場合も多い。【別表1】においては、義塾・学堂・学校を問わず、すべての記事を列挙している。

- (11) 五十嵐正一『中国近世教育史の研究』(国書刊行会、1979年)、391頁。
- (12) 『皇朝經世文編』卷57、礼政4、学校、温福「新疆設学疏」(乾隆34年)。
- (13) 『宮中档光緒朝奏摺』第2輯、78～85頁、光緒4年10月22日。『左文襄公全集』奏稿、卷53、「覆陳新疆情形摺」。片岡前掲書、202頁参照。
 「北路得之準部、南路得之回部、皆因俗施治、未能与内地一道同風。久已概為辺地。……地周二万里、治兵之官多、治民之官少、而望政教旁敷遠民被沢、不亦難哉。……北路糧員但管徵収、而承催則責之頭目。南路徵収、均由回目阿奇木伯克等交官、官民隔絶。……官与民語言不通、文字不曉、全恃通事居間伝述、顛倒混淆時所不免。此非官与民親。漸通其情実、去其壅蔽、広置義塾、先教以漢文、俾其略識字義。徵収所用券票其戸名数目漢文居中旁行兼注回字、令戸民易曉。」
- (14) 『光緒朝硃批奏摺』第115輯、575～576頁、光緒8年7月初3日。『劉襄勤公奏稿』卷3、「裁撤阿奇木伯克等缺另設頭目並考試回童分別給予生監頂戴片」。
 「纏回語言文字、本与滿漢不同。遇有訟獄徵収各事件、官民隔閡不通。阿奇木伯克・通事人等、得以從中舞弊。是非被以文教、無由除彼錮習。自新疆戡定以来、各城分設義塾、令回童讀書識字學習華語。」
- (15) 『光緒朝硃批奏摺』第113輯、276～280頁、光緒6年4月17日。『左文襄公全集』奏稿卷56「辦理新疆善後事宜摺」。
- (16) 『光緒朝硃批奏摺』第57輯、137～139頁、光緒9年7月初1日。『劉襄勤公奏稿』卷5、「閔外各軍行糧坐糧章程善後台局一切應發款目繕請立案摺」。また片岡前掲書203頁、表IV-1参照。
- (17) 原文では「喀庫」となっており片岡氏もそのまま引用しているが、この地名は新疆には見えない。また(光緒)『大清会典事例』卷396、礼部、学校、各省義学では該当個所が「庫爾喀喇」となっており、「庫爾喀喇烏蘇」(コルカラウス)を指すと考えられる。
- (18) 片岡前掲書、203頁。
- (19) 『劉襄勤公奏稿』卷6、「閔外營旗站実在数目暨陸續裁併新収繕單立案摺」。
- (20) 『宮中档光緒朝奏摺』第5輯、899頁、光緒16年12月18日。
- (21) 『宮中档光緒朝奏摺』第6輯、773頁、光緒17年11月25日。
- (22) 『宮中档光緒朝奏摺』第8輯、91～95頁、光緒19年11月18日。ただし光緒22(1896)には、タルバガタイでは義塾が1か所廃止となっている。(『(光緒)塔城直隸厅郷土志』、地理)。
- (23) 『(光緒)迪化県郷土志』、耆旧。
- (24) 『光緒朝硃批奏摺』第113輯、276～280頁、光緒6年4月17日。『左文襄公全集』奏稿、卷56「辦理新疆善後事宜摺」。
 「飭各局員防營、多設義塾、並刊發千字文・三字經・百家姓・四字韻語及雜字各本、以訓蒙童、統發孝經小学、課之誦読、兼印楷書、做本令其模写。擬諸本読畢、再頒行六經、俾与講求經義。……局員送閱各塾蒙童臨模做本、筆姿頗秀、並称蒙童、試看誦告示、皆能上口、教以幼儀、亦知領會。蓋讀書既可識字、而由音声以通言語、自易為功也。」
- (25) 『光緒朝硃批奏摺』第115輯、575～576頁、光緒8年7月初3日。『劉襄勤公奏稿』卷3、「裁撤阿奇木伯克等缺另設頭目並考試回童分別給予生監頂戴片」。

- 「此時建置南路郡縣、教職等官暫可不設、惟宜設法鼓勵。使回族爭奮於學、庶教化可期漸興。所有原設各塾、應由各州州縣延師訓課、以小学・孝經・論語・孟子・大学・中庸・詩・書・易・禮・春秋、教各回童。」
- (26) 『光緒朝硃批奏摺』第57輯、137～139頁、光緒9年7月初1日。『劉襄勤公奏稿』卷5、「關外各軍行糧坐糧章程善後台局一切應發款目繕請立案摺」。
- (27) 東洋文化研究所大木文庫所藏の、夏炘撰『聖諭十六條附律易解』一卷（同治9年江蘇書局刊本）を指すと考えられる。
- (28) Millward前掲書、143頁。
- (29) 『光緒朝硃批奏摺』第113輯、276～280頁、光緒6年4月17日。『左文襄公全集』奏稿卷56「辦理新疆善後事宜摺」。
- (30) 『光緒朝硃批奏摺』第113輯、305～307頁、光緒7年4月初10日。『劉襄勤公奏稿』卷2、「新疆命盜案件暫行變通辦理摺」。
- 「大学士前陝甘督臣左宗棠訳刊聖諭十六條附律易解一卷、刷印多本分發各城義塾及大小伯克・頭目、誦読講解、並令伝告鄉民、共知觀感。察看近日情形、從前貪忍鷙悍習氣、似已稍戢。」
- (31) 『光緒朝硃批奏摺』第115輯、575～576頁、光緒8年7月初3日。『劉襄勤公奏稿』卷3、「裁撤阿奇木伯克等缺另設頭目並考試回童分別給予生監頂戴片」。
- (32) 『光緒朝硃批奏摺』第104輯、710～711頁、光緒12年8月18日。『劉襄勤公奏稿』卷11・「擬將義塾學童另行酌獎備取借生摺」。
- (33) 宮崎市定『科学史』（秋田屋、1946年。平凡社、1987年復刊）110頁。
- (34) 『陶勤肅公奏議遺稿』卷2、「會商覆奏胡編修條陳邊務摺」（光緒19年4月18日）。
- (35) 『新疆図志』卷37、学校1。
- 「纏民聞招入学、則皆避匿不往。富者、或傭人以代、謂之当差。……所遣教習、大都內地游学隨營書識。授以千字文・百家姓、以次授以對字作八比纏民茫然、不知所謂、愈益厭苦之。師或防其逃逸、閉置室内、加以桎梏。纏民聞入学、則曰凡差皆易、惟此差最難。其入学數年者所學亦無用。故開學二十年所造者毛拉而已。（纏語謂識字者曰毛拉、應官署書寫者）。」
- (36) 『(光緒) 焉耆府鄉土志』、実業。
- 「有取進附生一名谷喬松、纏漢文字、頗能清通。往歲庫爾勒設有義塾、挑選漢纏子弟十余名、以谷喬松教誦。」
- (37) 『(光緒) 吐魯番直隸州鄉土志』、実業。
- 「開省後広設義學、択子弟之秀良者、示以漢文教之誦讀、以期用夏夷、而一伝衆喁、驟難馴其野性。經數十年之誘掖獎勵、風氣猶未大開。」
- (38) 『新疆図志』卷37、学校1。
- 「纏民雖數十家必建寺、寺必有學、其人篤信教祖、牢不可破、以拝孔子為大恥。雖以官力強迫之、終不能、怡然旧範。且一入学種人即謂之背教、無不異視之者。」
- (39) 『(光緒) 鄯善縣鄉土志』宗教。
- 「漢・纏・回皆宗瑪哈墨特教。自新疆改設行省、因其教不易其俗。復于各府州縣創立義學、聖教始行于西域。然其信孔教也、終不如其信回教之篤焉。本境學堂林立、大都誦習回文。」
- (40) 『(光緒) 莎車府鄉土志』実業。

「俗用纏文、認識纏字者為毛拉、城鄉読纏文之纏学童、計不下四五百人。現経卑府捐廉、設立纏童蒙養学堂四处、漢回客民学堂二处、読課四書経等書計六十五人。」

- (41) 『(光緒) 柯坪分県郷土志』 宗教。
- (42) ヨーロッパ人の記録については、佐口透『新疆ムスリム研究』（吉川弘文館、1996年）、47～53頁を参照した。
- (43) リズワン・アプリミティ「中華人民共和国成立後の新疆における学校教育の再編—1950—1959年を中心に—」（『内陸アジア史研究』 23、2008年）。
- (44) 濱田前掲書、96頁。

別表 1 義塾・学堂記事

	郷土志名	項目	記事
1	(光緒)迪化縣鄉土志	番田	迪化改設行省以降、城內設義塾十二堂。
		地理	光緒二十二年設學塾一所一處、是年十月奉文由高等学堂撥來、初等小学堂十一處、補學費款興辦。除吉牧地設學堂一處外、余皆分布城圍內外、派有勸學員二名、循環稽查、確力改良云。
2	(光緒)阜康縣鄉土志	政績錄	光緒二十二年、委充旧署、改修文廟、創建義塾兩間。
3		地理	城內……義塾兩間在正南西南角。
4	(光緒)奇台縣鄉土志	政績錄	光緒八年、古城滿營協領魁慶系正紅旗人、捐廉創建六旗義塾。
5		實業	謹考本境士類、自乾隆五十年開科考試、厘定學額八名、後于咸豐年間增添二名、現在附增各生共七十余人、外粟生三人、其未第之士及各塾蒙童約數十人。
6		地理、学堂	幾同枯樹學堂、向有漢義塾六處、滿義塾二處、現已一律改為官立初等小学校、外有民立初等小学校數處。
7	(光緒)昌吉縣鄉土志	實業	學額八名、廩額二名、自光緒四年開科取士、迄今得生員八十余名。除病故、被革、准假、客籍仍回不計外、現只增優廩貢附生十一名、內回籍二名、又新入初等小学校學生三十四名。
8		地理、学堂	官立初等小学校四所、就向有義塾、光緒二十三年冬季改設第一堂、設本城第二堂、設東北鄉三十戶、即圖說下六工第三堂、設五十戶第四堂、設新梁村共教員四、學生名數詳上實業門第二條。
9	(光緒)綏來縣鄉土志	政績錄	光緒七年、歐陽振先以孝廉宰綏邑、于讀書一項極力培植、當承平初、民不知學、視為畏、歐陽振先教養兼資、遇穎悟子弟、既動勉其父兄、復鼓勵其師長、受於寒士、視如家人子弟、所以有志咸知以讀書為榮幸焉。
10		實業	查本境自光緒二年克復後設立學校、廣旋教育、四年開科取士、每屆取文童八名、迄今三十二年計附生八十余名。土著甚少、寄籍者約有四十余名、又定廩額二名。
11		地理	謹考本境于光緒三年創設學堂、均在城內、名曰經塾、計二堂、後改設經塾一堂、蒙學四堂、于城鄉分設、二十一年又改蒙學為五堂、三十三年遵諭、改各義塾為蒙養學堂、現已開辦、又設初等小学校一處。
12	(光緒)呼因堡鄉土志	政績錄	江景曜、光緒三年十月署巡檢、是歲及四五六等年、蝗旱頻仍、其間驅蝗請賑發牛籽、豁免額征、開渠設塾、尽力均辦。
13	(光緒)吐魯番直隸州鄉土志	實業	開省後廣設義學、揆子弟之秀異者示以漢文教之誦誦、以期用夏變夷、而一伝衆喙、驍騫馴其野性、經數十年之誘掖獎勵、風氣猶未大開。
14		地理	城內……官立學堂一、民立學堂一。
15		地理	城外……官立學堂一、民立學堂三。
16	(光緒)鄯善縣鄉土志	宗教	自新疆改設行省、因其教不易其俗、復于各府州具創立義學、聖教始行于西域、然其信札教也、終不如其信回教之篤焉。本境學堂林立、大都誦習回文、光緒二十九年、改升果治、設蒙養學堂于魯克沁城、三十三年、又于本城添設蒙養學堂一所。
17		地理	蒙養學堂在典史署側。
18		道路	經北渠至城九十里之魯克沁城、城內有郡王府、府中有義會、蒙養學堂即設于此。
19	(光緒)哈密直隸州鄉土志	学堂	漢城左文襄祠右側官立初等小学校一處、教習一員、學童十八名。
20		学堂	新城內官立初等小学校一處、教習一員、學童十三名。

22		学堂	東新莊官立初等小学堂一処、教習一員、学童十三名。
23		学堂	蔡湖廟官立初等小学堂一処、教習一員、学童十八名。
24		学堂	沁城官立初等小学堂一処、教習一員、学童十三名。
25		学堂	以上各学堂、光緒二十二年五月就義塾改辦、歲支各教習薪水銀共九百兩、柴炭銀共三十兩、另設管理兼勸学一員、就本地文学中察其品行端正、足学衆望者、優先薪水与教習相同。
26		学堂	得勝街民立初等小学堂一処、教習一員、学童二十名、光緒三十四年開辦、教習薪水由衆戶集款按送。
27		風俗	哈密漢回雜處、習尚不一、近城流寓僑商半出、無賴罔知教化、逞刁健訟、習以爲能、導之以礼義、冥然罔顧、懲之以刑法、恬不知恥。沁城距城穹遠、民氣強悍、禁点不駢、藐没法紀、動以小嫌、互相斗毆、幸村戶農墾各安生業、頗覺淳朴、惟文教尚淺、往往規讀書爲畏途、聽民專務耗牧、別無嗜好、不与漢人通力合作、俗尚質實、男戒爲盜、女恥爲淫、但回王世受国恩、并不令其解読漢文義、以致聖教儒經不能普及、殊不感耳。
28	志	(宣統)哈密直隸州志 實業	讀書忠章子試、附入鎮西鎮、編列膠庠者共十四人。
29		学堂	漢城左文襄祠右側官立初等小学堂一処。
30		学堂	新城內官立初等小学堂一処。
31		学堂	東新莊官立初等小学堂一処。
32		学堂	蔡湖莊官立初等小学堂一処。
33		学堂	沁城莊官立初等小学堂一処。
34		学堂	得勝街民立初等小学堂一処。
35		学堂	城治南文廟內設忠愛小学堂一堂、由回王捐給款費。
36		学堂	回城內回王自設立初等小学堂一堂。
37		(光緒)庫爾喀喇烏蘇直隸州志	地理
38	(光緒)伊犁府志	人事類・学校	查伊犁向無学額、至光緒二十二年、始設伊犁府訓導一員、綜定具有客籍附生于文庵一名、係入奇台縣学。寧遠具有客籍附生吳光榮一名、係入迪化縣学。
39	(光緒)綏定縣志	實業	果治風氣未開、居民安于頑固、雖自開省以來、設義学祝子弟之登頌者尽教育之義務、而回民限于文字語言、難馴野性、漢民亦少成材、是以耕種者有十之八、工匠、商賈有一二、而士無從屈指矣。
40		地理	城內……官立高等小学堂一、官立初等小学堂二、……瓜仁城……官立初等小学堂一。
41	伊塔道	(光緒)寧遠縣志	按寧遠俱向無文人學士、設治以來建蒙養学堂延教習、無非爲地方培養人才起見、記辺隅之地風氣不開、父兄不知詩書、子弟任其偷懶、地方官不惜再三勸諭、以子弟讀書識字第一要義、其知舌敵唇焦、何故士之一字富有難色。
42			城東南隅設養小学堂一所、東門外南宮子有武廟、相伝係國初建置、廟旁亦設有蒙養小学堂一所。
43	志	(光緒)塔城直隸州志 實業	現在公私学童肄業均係蒙蒙。
44		地理	旧設滿漢二城、東西相距里許、滿城有万寿宮・開帝廟各一座、八旗兩翼官学堂一所。漢城有開帝・方神廟各一座、蒙養学堂一所。

45	(光緒)精河直隸州志	地理	蒙古十蘇木在該處新建大喇嘛寺一座,其三十里堡原有義塾一處,光緒二十二年撤廢。
46		地理	至二十二年,同知劉文龍樂輸、捐廉復設蒙養學堂一所。額曰、「上達學堂」、已于是年五月開辦。
47		地理	查本境學堂三處,一在城內之昌宮閣,一在城外南關,一在距城百二十里之托里(即大河沿)、原名義學,三十三年七月奉飭改為蒙養學堂,三十三年十二月又奉飭改為小學堂,教員各一、每堂學生十二人、均係童年讀書無多。(大河沿民人甚少、弟子無多、學生每難足額、合併注明。)
48	(光緒)溫宿府志	地理·學堂	查學堂只城內兩所,上年一就原有義塾、改為總蒙養學堂,一添設漢蒙養學堂教習各一員、學生各七名。
49	(光緒)溫宿縣志	政績錄	蒙養漢學堂一、在界治北、漢教習一名、漢回學童八名。
50		政績錄	蒙養總學堂一、在界治城外東關、總教習一名、總回學童八名。
51	(光緒)拜城縣志	政績錄	向設義學三堂、後改為蒙養學堂四堂、一切經費由地方官捐廉及性稅贏余項下支給、此政績之見于歷任者也。
52		實業	土業則以振興學校為要、拜城未建書院、未定學額、向附迪化府屬考試、取進附生景慶雲、因該二名、景慶雲現在公干、因該當蒙養學堂教習、城都共蒙養學堂四處、取總董之職預者入學、每堂額定學生十名、遵照簡明章程、課以修身說經字、課習字史學與地、按月取課程表積分數表責道備查、藉此開通民智、第總董不及漢童之敏捷、恐難照程、限四年畢業、值茲科舉停止、將來畢業生照定章層層遞升、考送省城高等學堂、以回出身、此後應如何整頓之始、再為擬詳
53	(光緒)柯坪分縣縣志	地理	市鎮。查署左人札合面約六十餘戶、前王鼎丞廷襄創建、治右人札合面約五十餘戶、係光緒三十三年增修、并修官店一所、左廂為蒙養學堂基礎、右為本境種藝義會。
54		地理	學堂。無。
55	(光緒)焉耆府志	政績錄	現在振興學務、尊崇聖教、本年春于城內隙地籌款建設文廟及學堂一所、屈指秋季、即可竣工。……電報局現移居城外南關、係旧日釐金局改修、義塾現開設蒙養學堂。
56	(光緒)輪台縣志	實業	焉耆漢人絕少、蒙、纏、回各宗其教、各重其文。以前風氣未開、總蒙子弟、以誤漢語為羞、故未建設學宮、定學額、向附迪化府考試、有取進附生一名谷喬松、纏漢文字、頗能溝通、往疏爾爾勒設有義塾、挑選漢纏子弟十餘名、以谷喬松教讀。本年春開、谷喬松送充高等學堂師範生、現庫爾勒義塾改設第二初等小學堂、以廩生王永洋暫行教習。府城向無學堂、卑府抵任後、本年二月間開設第一初等小學堂、內學生四十餘名、蒙學憲委派師範生安瀾教習。至一切經費、另具清冊、茲不具述。
57		實業	本境均係纏回、迷信宗教、從前雖經設立義塾、而入學者悉屬勉強、不過粗識漢文而已、間有考取修生、亦獎勵從優、英俊良材、美乏其進。現在創辦學堂、以開風氣、教育裁成、或可望後來焉。
58		地理	界治無城有市、纏語呼為巴札、新設鼎新初等小學堂一所、原有武廟、城隍、龍王各廟。
59		地理	洋薩爾有巴札、新設義正初等小學堂一所、并有龍王廟、向西一百六十里、有叫懸橋古志、相傳昔時纏民應道叩求、願就此地墾田、爰造橋一座、名曰叫懸以志之。
60	(宣統)塔羌縣志	地理	縣署初等小學一堂、喀喇台訊日學一堂、回堡勸學所一處。
61	(宣統)塔羌縣志	地理	宣統元年設立初等小學堂、第一漢語學堂、兼簡易識字學堂。宣統二年修建宣講所、勸學所、官話講習所、又于夜密縣設立第二漢語學堂兼簡易識字學堂、又修東區西北區宣講所。

62	(光緒)庫車直隸州志	政績録	蒙養學堂二、在州治西邊南、就義塾改建倉房二所、講堂一、体操場一、每學年教習一名、學童十名。
63	(光緒)沙雅縣志土志①	風俗地理	治所城垣未修、新建正佐官衙二、蒙養學堂一、驛站二、一沙雅底驛、一亮格爾驛。
64	(光緒)沙雅縣志土志②	政績録	光緒十一年、新疆開設行省、以庫車為直隸州同知次、遂裁伯克各次、改放牧約、開設義塾、于茲興文教、三十三年、就義塾改蒙養學堂、三十四年改為初等小學堂、并建學所三區、勸民興學、其餘政治、恪守成規。
65		耆旧録	纏民語言文字、另為一種、崇尚回經、掌教曰阿訇、積學曰毛拉、朝仏而回曰阿吉、歷保回莊、以本地頭目舉地方之事、素不肯從漢學、以致歷代名人之事迹、与夫鄉賢之祠廟坊表、向為本境所未有。
66		地理	治所無城、新修正佐衙署二、學堂一、城鄉勸學所三、驛站二、一沙雅底驛、一亮格爾驛。
67	(光緒)疏勒府志土志	耆旧録	若土著纏回、則言語隔閡、文字各殊、更不知紙爰父兄、任信睦姻為何事、尚何有事業足録、學問何稽、華凡習其教者、皆知尊敬阿洪、念經禮拜而已、欲使之讀漢書習漢字、即視為畏途、及与之言老成典型、先民矩矱、且暮然罔知矣。
68		實業	讀書明禮之士、本境纏民信回教而不崇聖教、故設立義塾二十余年、所課纏童、絕無成材、即八屯漢民、亦愚魯俗陋、知耕而不知讀、欲求明理志道之士、是在官斯土者、留心學堂、加意作育、俟諸異日焉爾。
69		地理	城內有市、東南隅府署焉、署東有慶祝宮、署後有蒙養學堂二所。
70	(光緒)伽師縣志土志	耆旧	纏回種異教殊、文字語言隔閡、事業不重忠孝、學問不及經史、從無志書可考、耆旧無憑記録。
71	(光緒)莎車府志土志	實業	俗用纏文、認識纏字者為毛拉、城鄉識纏文之纏學堂、計不下四五百人、現經卑府捐廉、設立纏童蒙養學堂四處、漢回各民學堂二處、誦課四書經等書計六十五人。
喀什噶爾道	(宣統)莎車府志	學校	莎車自昔原有學校、第所讀者回經、所習者回字、至左文襄於光緒三年克復南疆、時各城奏設義學、莎車設義學三堂於向漢兩城、教以四書五經、每年耗費公家銀兩、為數不貲、後自公家經費不足、致由地方官於性稅項下酌提之兩、自行彈貼、今值國家改革科舉、整頓學務、於光緒三十二年、更設蒙養學堂四處、次年改為初等小學堂、用漢教習二人、經教習二人、生徒六十名、通經者雖少、而識漢書習漢文者、亦頗不乏人、此外尚有民學二堂、生徒均係漢人小教肄業、其中至於城鄉識學詁回經習回文者、約一百二十餘處、學童二千余人。
73	(光緒)巴楚州志土志	道路	城內……設初等小學堂一所。
74	(光緒)葉城縣志土志	地理	城內惟有武聖・文聖・文昌廟・隍廟・方神廟暨蒙養學堂各一座。
75	(光緒)皮山縣志土志	實業	漢文纏籍修生一人、名朱翰卿、頗通文字。
76		地理	城內因新改果治未久、祠廟均待修建、現設蒙養學堂一所、巡警局大小五處、勸桑局一所、均暫賃民房。
77	(光緒)和闐直隸州志	實業	查纏民習漢書者只學堂生童而已、其餘概不識書習字、以為畏途。
78	志	地理	城內區有何古迹・祠廟・坊表・橋梁・市鎮・學堂。
79	(宣統)和闐直隸州志	人事類・學校	俗惟知崇諷哈墨德之教、崇信阿洪、誦經禮拜、自設行省以來、興學有年、雖漸有通漢語曉國文者、究以語文隔閡、難以造就通材、只可當毛拉通事、故不以讀書為榮、近來倡設漢語學堂、黨閥風氣。
80		人事類・學校	光緒三十四年、本城設官立漢語學堂二堂、設漢經教習一員、纏副教習二員、學生四十名。

81		人事類・学校	西鄉伯爾藏明設官立漢語学堂一室。漢教習一員、總教習一員、學生二十六名。
82		人事類・学校	設官立初等小学堂二室、共設堂長一員、以第一学堂教員兼充教習二員、司事一名、學生三十六名、客籍漢童居多、總童僅數名。此堂原設西門外、以規模狹隘、改建城內西隅。
83		人事類・学校	擬得原立小学堂房舍改修藝徒学堂。北門外有藝徒学堂、規制尚未大定。
84		人事類・学校	擬添実業学堂、尙待籌議。
85		人事類・学校	全各明学区以附郭區薩拉明為中学区、東鄉伊里奇明為東学区、西鄉伯爾藏明為西学区、南鄉卡派古明南学区、北鄉泰巴爾明為北学区。西北鄉六明分六區次第編列、以巴爾瑪斯雅明為西北第一学区、哈雅什明為第二学区、瑪德雅明為第三学区、奎雅明為第四学区、布華明為第五学区、哈拉沙爾明為第六学区。
86		人事類・学校	本城立勸学所、設總董一名、宣講員兼管所中事務一名。東西南北中五區及西北第一區第四區各設勸学員兼宣講員一名、第二五區第三區第六區則兩處共設一員、又州規学一員、稽查學務。
87		人事類・学校	一切学費概係自行籌備。
88	(光緒)洛浦縣郡志	地理	蒙養学堂、光緒三十二年署果事顏廷奎設在果東下、賃居民房、設教習一名、學生十四名。